

第24期佐世保市農業委員会第33回総会議事録

1 開催日時 令和5年2月27日(月) 13時30分から15時20分

2 開催場所 西地区コミュニティセンター 第4講座室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	松瀬 哲
事務局次長	小長 賢二

事務局主査 岩佐 隆志
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第330号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第331号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第332号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農用地区域への編入について
第333号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第334号議案 農地改良等届について
第335号議案 非農地証明願について
第336号議案 非農地通知について
第337号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第338号議案 土地改良法第3条資格者の証明について
第339号議案 納税猶予（生前一括贈与）に関する農業経営継続証明について
第340号議案 農用地利用集積計画（案）について
第341号議案 農用地利用配分計画（案）について
第342号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第343号議案 佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報（案）について
第344号議案 佐世保市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準（案）

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について
報告4 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第33回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。やっとな春らしい気候になってきました。1月の新年会の折には、久しぶりに皆さんと歓談が出来たのではないかと感じております。もうすぐ3月になるわけですが、農業委員の改選時期も近づいてきて、各地区とも25期のメンバーが大体

固まってきているとお聞きしています。それから、2月17日に認定農業者代表者との会を3年ぶりに開催したわけですが、その中で今後の課題となったのは、令和5年から2年間で基盤強化法による利用権設定から、中間管理事業の方へ移行するようにと国から示されている件です。特に認定農業者の方へ周知しておかなければならない事は、これまで市が単独で行っておりました認定農業者への農地集積助成金が今後どうなっていくかについてです。今後、認定農業者の代表者も含めて、市の農林部局と農業委員会で出来れば存続できるような形で協議を進めて行けたらいいなと考えています。

いずれにしましても、あと数ヶ月で24期のメンバーも変わっていくわけですが、こういった様々な諸問題は25期へ引き継いで行かなければなりません。新しい人も責任をもって取り組んで貰うよう、辞める方も含めてきちんと引き継ぎを行う必要がありますので、どうぞよろしく願いいたします。

長くなりましたが、以上で開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は欠席の委員はございません。従いまして、現に在任する委員19名全員の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、14番 田中広昭委員、15番 西尾政喜委員、補充として16番 赤木行秀委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第330号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第330号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～資料説明～

それでは、議案の説明に戻ります。

1番、宮地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、城間町の1筆。地目は、登記田、現況道路です。面積は91㎡。転用目的は道路。耕作者なし。農地区分は、農振

内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは瀬道入口バス停から北西に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和35年に施工済みであり、新たな造成等はない。日照通風は建物を建設しないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。2月23日に坂口委員と現地を見ております。2月にも事務局含めて現地を確認していますが、特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員から説明がありましたとおり、追認許可相当として問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第330号議案は許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第331号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第331号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、城間町の1筆。地目は、登記田、現況田。面積は425㎡です。転用目的は分家住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟木造平家建。建築面積123.25㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは瀬道入口バス停から北西に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画盛土最高0.48㎡。最低0.18㎡。法面保護を行う。日照通風、建物高を加減。約5.73m程度。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽から水路放流。添付書類は記載のとおりです。

都市計画法関係は分家住宅です。

2番、吉井地区。1月総会でその他報告にて違反転用事案報告を説明させていただいた案件です。

譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町立石の1筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は73㎡です。転用目的は進入路。権利は、所有権移転売買です。施設は、進入路、73㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは吉井支所から西に約350mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は現状のまま利用する。昭和40年に施工済みであり、新たな造成等はない。日照通風は建物を建設しないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

3番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町三浦の1筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は224㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造平家建。建築面積95.75㎡。併用地ありで計画全体面積649.81㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはまつばや江迎店から北東に約70mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m。切土最高1.0m。日照通風は建物高を加減。約6.42m程度。排水計画、雨水は溜枘から水路放流。汚水・生活雑排水は下水道。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は非線引き都市計画区域外です

以上ですが、2番の案件について関係する委員の方がおられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、2番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。2番吉井地区。

13番 13番水口です。2番の案件について説明いたします。2月23日に末永委員と現地を確認して参りました。現地は50数年前に通路として工事をされましたが、転用許可を得ずに今日まで利用されているとのことでした。現地について色々な角度から検討しましたが、問題ないと見てまいりましたので、追認については妥当だと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それではこの案件につきまして、何かご意見等ございましたら。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、2番の案件につきましては許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは2番以外の残りの案件につきまして、審議に移ります。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3番 3番阿波です。2月23日に坂口委員と現地を見て来ました。この案件は先ほど330号議案で審議した道路に隣接する土地です。分家住宅とのことで、申請者の息子さんが帰ってみるとのことです。隣接する道路の高さまで盛土を行うわけですが、前後は住宅地でありますので、特に支障はないとして見ております。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。被害防除計画どおりに施工してもらえば、問題ないとして見てまいりました。以上です。

議長 次に3番江迎地区。

17番 17番松永です。2月19日に小川委員と現地を見てまいりました。この土地は家の周りをぐるりと囲む形になっておりまして、大雨が降るといつも浸かってしまうような土地ですので、やむを得ないとして見てまいりました。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。今委員が言われた通りで、何ら問題ないと見てまいりました。

議長 ありがとうございます。それでは1番と3番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第331号議案は許可相当として県に進達いたします。
次に、第332号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入
について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第332号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入
について、ご説明します。

1番、大野地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、知見寺町の3筆。地目は、登記田、現況田、畑。面積は3筆合計1,056㎡で、対象作物は野菜、水稻です。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域の畑と田です。こちらは、福田池付近で、変更理由は、記載のとおりです。

以上、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。なお、本案件については、関係する委員の方がおられます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 地区担当委員が除斥の対象となり退席されているので、地区担当推進委員の説明をお願いします。1番大野地区。

村田委員 大野地区の村田です。2月23日に現地に行ってきました。申出者のご自宅の両隣の農地です。当該地区の中山間活動の活性化のための編入ですので問題はないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第332号議案について、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答します。

該当委員の入室をお願いします。

～委員入室～

議 長 次に、第333号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第333号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1番、江上地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の2筆。地目は、台帳畑、現況畑。面積は1,434㎡です。転用目的は資材置場用地です。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、江上町里公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で、資材置場用地です。

2番、江上地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の1筆の一部。地目は、台帳田、現況畑。面積は787㎡です。転用目的は、農家住宅用地、施設は木造二階建て住宅1棟建築面積106.84㎡。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、江上支所付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で農家住宅用地です。

3番、早岐地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町。地目は、台帳畑、現況畑。面積は727㎡です。転用目的は、農家住宅用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の畑となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、佐世保東翔高等学校付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で農家住宅用地です。

4番、中里地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町の2筆。地目は、台帳畑、墓地、現況遊休農地。面積は2筆合計474.30㎡です。転用目的は、資材置場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第3種農地です。こちらは、佐世保商業高等学校付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で資材置場用地です。

5番、鹿町地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町の3筆。地目は、台帳田、現況田。面積は3筆合計2,549㎡です。転用目的は、オートキャンプ場。耕作者あり。除外対象外の併用地があります。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、山頭池付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外でキャンプ場用地です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。

議長 それでは地区担当委員の説明をお願いします。1番、2番江上地区。

2番 2番北村です。2月25日に古川委員と現地を確認してまいりました。

まず、1番の案件ですが、申出人は足場工を営んでおられ、今、業務拡大を計画されているとのことです。現在は人の土地を借りて資材置場にされているのですが、どうしても狭いということで、自宅から道を挟んだところに20年ほど耕作していない土地があるので、そこを資材置場にするとのことです。そしてその下にもう一つ土地があるのですが、現在、従業員が8名いらっしゃるとの事で、駐車場を確保する必要があるということです。近隣に農地はありますが、家を建てるわけではありませんので、問題ないかと思えます。

次に2番の案件ですが、申出人は、牧場として100頭ほどの牛を飼育されていますが、そこを息子に譲ろうという話になっています。現在、息子さんは広田の方から通って牛の面倒を見ているということですが、牛の管理のために牛舎の近くに家を建てたいとのことです。家を建てられるところの近くに田んぼがありますが、法面が緩やかで現状でも雨が降っても水は流れ込んでおらず、影響はないものと思えます。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。委員が言われた通り特に問題ありません。

議長 それでは3番早岐地区は私から説明します。2月23日に久野委員と現地を確認してきました。この案件は農家住宅として手狭になったので、家のすぐ上の土地に建てたいとのことで、仕方ないと思って見てまいりました。以上です。それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。会長が言われた通りで特に問題ありません。

議長 次に4番中里地区。

11番 11番近藤です。2月26日に永田委員と現地を見てまいりました。現地は道のすぐ横で、畑を建設会社の資材置場にしたいとのことで、別に問題ないとして見てまいりました。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおりです、よろしくお願いします。

議 長 次に5番鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。2月23日に松田委員と現地を確認してまいりました。オートキャンプ場ということで、排水がどうなるのかと松田委員と話していたところなのですが、周辺の農地に影響がないよう、しっかりとした排水計画を立ててもらえれば問題ないかと思いました。所有者の方も高齢でもう耕作しないとのことですので、売れるときに手放したいとお考えではないかと思われます。特に問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見ををお願いします。

松田委員 鹿町地区の松田です。今、委員から説明があったとおりです。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、何かご意見等ございませんか。
はい、阿波委員。

3 番 3番阿波です。4番中里地区の案件ですが、地目が墓地とのことですが、墓地としては使われていない状態なのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、畑の一部に墓地といった形で地目が残っているようなのですが、現況は畑と一体化していて、墓地の場所もわからないような状態になっています。農振法の施行段階において、地目が墓地の土地を入れていたことが、そもそも間違いだったのではとも思われますが、畑と一体化して使われていたこともありまして、除外の中で整理していくといった考えで対応させていただいています。

議 長 阿波委員よろしいでしょうか。

3 番 はい。

議 長 それでは、他に何かご意見等ございませんか。
はい、水口委員。

1 3 番 13番水口です。4番中里地区の案件ですが、除外後に転用して地目を変更することになると思いますが、その際、墓地を宅地等に地目変更とするような許可権限が農業委員会にあるのでしょうか。墓地埋葬法との関係はどうなのでしょう。

議 長 事務局わかりますか。

事 務 局 はい、農地転用の際の考え方になりますが、例えば登記地目が雑種地や宅地であっても一体的に畑として使われており、農家台帳に載っている場合は農地転用の許可が必要になります。こちらの墓地の部分に関してなのですが、農振法上は農地と一体化しているため農振に指定されていたとのことで除外の対象になっています。過去一年間に肥培管理などがされておらず畔と一体となっているようなところですので、次の転用段階では併用地との扱いになろうかと思えます。地目が墓地についての地目変更については法務局での取り扱いになりますが、農地を農地以外の地目にするための添付書類として許可書が必要となります。現況が実際どうなっているのかというところで地目変更登記申請していく形になるので、現況で墓地ではないとのことであれば地目変更登記が行われるものと思えます。墓地埋葬法との関係についてですが、現在は墓地として使われていない状況なので既存の墓地とは見なされないと思えます。

1 3 番 13番水口です。許可権限は農業委員会にあるのでしょうか。

事 務 局 現況が農地の状態であれば、許可を出さなければならないこととなります。

議 長 水口委員よろしいでしょうか。

1 3 番 はい。

議 長 それでは、他に何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第333号議案について、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答します。

次に、第334号議案 農地改良等届について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第334号議案 農地改良等届について、差し替えがございますので当日配付させていただきます。修正箇所は参考事項の作付計画、作付予定日、土の種類、埋立て高さです。説明に入ります。

1番、針尾地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は針尾中町の1筆。地目は、登記田、現況田。農地面積、施工面積は1,572㎡です。農地改良を必要とする理由

は畑として利用する為。参考事項としまして、こちらは針尾地区コミュニティセンターから西へ約400mの位置にあります。作付計画はカボチャ後にみかん。作付予定日は令和5年5月1日。工事期間は令和5年3月1日から令和5年3月31日。施工者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.5m、最低0.5mとなっております。土の量は1,200m³、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の説明をお願いします。1番、針尾地区。

1 番 1番有馬です。2月24日に原委員と現場を確認しました。周辺には水路と田んぼもありますが、傾斜をつけて水を水路に流すなど、計画通りに施工すれば問題ないと判断しました。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

原 委 員 針尾地区の原です。有馬委員が言われたように、計画通りにされれば何ら問題ないと思います。届出人はみかんを沢山作っている農家なので大丈夫だと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第334号議案について受理することといたします。
続きまして、第335号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第335号議案 非農地証明願について説明いたします。

1番、柚木地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は高花町の1筆。登記地目畑、現況宅地。面積は485m²です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは潜木町公民館から南に約850mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番柚木地区。

8 番 8番小川です。2月23日に宮崎委員と願出人の3人で現地を確認いたしました。昭和22年より宅地として利用され、現在までに農地に戻ることなく宅地の状態ですので

何ら問題はないと見てまいりました。よろしく申し上げます。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見を申し上げます。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。小川委員が言われたとおりです、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第335号議案について非農地証明を交付することとします。
続きまして、第336号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第336号議案 非農地通知について説明いたします。今回の非農地通知案件は、203筆で面積が109,989.14㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認いただきましたら、所有者に対し非農地通知書を発出いたします。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、本件について、非農地通知を発出することといたします。
次に、第337号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第337号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、萩坂町、地目は登記畑、現況畑。面積695㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、崎岡町の2筆、地目は登記畑、現況畑。面積2筆合計340㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、潜木町の5筆、地目は登記畑、田、現況遊休農地。面積は5筆合計569.47㎡、農振内白地及び農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、上柚木町の3筆、地目は登記畑、現況遊休農地。面積は3筆合計321㎡、農用地区域及び農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

5番皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、十文野町の4筆、地目は登記畑、現況畑。面積は4筆合計277.86㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

6番宇久地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、宇久町野方、地目は登記畑、現況畑。面積125㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上6件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宮地区。

3 番 3番阿波です。2月23日に坂口委員と現地を確認いたしました。この土地は譲受人の家の裏の場所になります。これまでも借りて作られたのを所有権移転したいとのことですので、問題はないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員からの報告どおり問題ありません。よろしくお願いたします。

議 長 次に、2番早岐地区ですが私から説明します。2月23日に久野委員と現地を見てまいりました。譲渡人が高齢のため購入して欲しいとのことだったようです。譲受人はしっかりと農業をされておりまして特に問題はないと見てまいっております。以上です。
それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。会長が言われたとおりで、問題ありません。以上です。

議 長 次に、3番、4番柚木地区。

8 番 8番小川です。2月21日に宮崎委員と現地を見てまいりました。まず、3番につい

て、今は遊休農地化していますが、畑として利用するため周辺の農地に影響はないことを確認してまいりました。次に4番について、これまで同様に畑として利用するため支障はなく特に問題ありません。以上です、よろしくお願いします。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。いま小川委員が言われたとおりで、3番、4番共に特に問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 次に、5番皆瀬地区。

10番 10番辻です。2月25日に大宅委員と山口委員と譲受人とで現地を見てまいりました。譲受人が畑を利用されていて、売買後も継続して農地として使うということで問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

山口委員 皆瀬地区の山口です。いま辻委員が言われたとおりで、特に問題ないと見てまいりました。よろしくお願いします。

議 長 次に、6番宇久地区。

15番 15番西尾です。2月25日に畠中委員と現地確認を行いました。ワイヤーメッシュも張られていて畑として利用されるため、問題ありません。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。西尾委員が言われたとおり何ら問題ないと見てまいりました。

議 長 ありがとうございます。それでは、第337号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第337号議案については、許可することといたします。

続きまして、第338号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第338号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、ご説明いたします。
現在行われている県営水利施設等保全高度化事業申請に伴い、20ページの名簿に記載されている方々が土地改良法第3条の資格を有しているか否かについて、市の農林整備課から照会がっております。この名簿は地区の委員に事前に送付しておりまして、この後、地区の委員から調査結果をご報告いただき、その中で資格を有している方について証明をすることとなります。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、本案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 地区担当委員は退席していますので、地区担当推進委員から調査結果の報告をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員と名簿に記載されている方について調査をいたしました。その結果、名簿の3番、11番、17番、21番、23番、24番、30番、38番、40番、42番、44番、45番の12名については10アール以上の経営農地があり、60日以上農業従事確認されましたので、証明することに異存はありません。その他の方については証明の要件を満たしていないことを確認いたしました。以上です。

議長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。先ほど、坂口委員の報告にあった12名に対して証明を発行することに賛成の委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第338号議案については12名に対して証明書を交付することとします。
該当委員の入室をお願いします。

～委員入室～

議 長 続きます。第339議案 納税猶予（生前一括贈与）に関する農業経営継続証明について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第339号議案 納税猶予（生前一括贈与）に関する農業経営継続証明について、ご説明いたします。

例年、この時期に、贈与税と不動産所得税の納税猶予継続手続きを行っており、今回の証明対象者は吉井地区1名、世知原地区1名、江迎地区2名の合計4名となります。納税猶予者は3年に一度、継続の届出を税務署及び県北振興局に提出しなければなりません。その届出の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回の議案として上程しています。以上です。ご審議よろしくご説明いたします。

議 長 それでは、2番の案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 地区担当委員は退席していますので、地区担当推進委員から意見ををお願いします。

尾崎委員 世知原地区の尾崎です。2月25日に申請者と現地に行き、対象地がきちんと管理されていることを確認しました。茶園を牧草地にするとのこと。伐採作業を行われておりましたので特に問題ありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。2番の案件については、証明を交付することといたします。該当委員の入室をお願いします。

～委員入室～

議 長 続きます。4番の案件について、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。

1 7 番 17番松永です。2月19日に現地を確認しました。申請者の地元でありまして、全て綺麗に管理されていたので、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。
はい、西尾委員。

1 5 番 15番西尾です。第339号議案についてですが、生前一括贈与ということで農業者年金を受給されているということなのでしょうか。

議 長 事務局から説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。農地に関して生前に贈与を受けたものについては、県税である不動産取得税と国税である贈与税について、事前に届出を行い継続して耕作を行うことで、それぞれ納税が猶予されます。年金との絡みがある場合とない場合がありますが、納税猶予をもらうための手続きになります。ちなみに、贈与を受けた分全部について納税猶予を受ける方もいれば、元々ある控除額からはみ出た分だけを猶予を受けるといった方もいらっしゃる状況です。

議 長 よろしいでしょうか。

1 5 番 はい、わかりました。

議 長 それでは4番の案件について他に意見はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。4番の案件については、証明を交付することといたします。
該当委員の入室をお願いします。

～委員入室～

議 長 それでは残りの案件について、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。2月23日に末永委員と現地を確認してまいりました。対象の農地に関しては管理されていましてので証明を交付することに問題ありません。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員から報告がありましたとおりの問題ありません。

議 長 次に、3番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。2月19日に小川委員と現地を確認しました。きちんと管理されていましてので、問題ないと思います。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。該当農地については管理されていますので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは1番と3番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第339号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第339号議案については、証明を交付することといたします。
続きまして、第340議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第340号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、針尾地区3件、宮地区1件、三川内地区2件、早岐地区1件、相浦、九十九地区3件、世知原地区1件、江迎地区4件、鹿町地区2件の合計17件、所有権の移転が江上地区1件、宮地区1件、早岐地区1件の合計3件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。なお、利用権設定の11番の世知原地区、12

番の江迎地区がそれぞれ関係する委員がおられます。以上です。ご審議よろしくお願
いたします。

議 長 それでは、利用権設定の11番の案件について、除斥の対象となる委員がおられます
ので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。
該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。利用権設定の11番の案件について承認されました。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 続きまして、利用権設定の12番の案件について、除斥の対象となる委員がおられま
すので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。
該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。利用権設定の12番の案件について承認されました。
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、利用権設定の 1 1 番と 1 2 番以外の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。第 3 4 0 号議案につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 3 4 0 号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。次に、第 3 4 1 号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 3 4 1 号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江上地区 1 件が計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第 3 4 1 号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。

次に、第 3 4 2 号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 3 4 2 号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして宮地区 1 件、日宇地区 1 件、吉井地区 1 件、鹿町地区 1 件の合計 4 件の申し出がありました。氏名並びに権

利の内容等につきましては、記載のとおりです。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、第342号議案について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第342号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

 続きまして、第343号議案 佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第343号議案 佐世保市農業委員会における農地の賃借料情報(案)について、ご説明いたします。

 毎年1月から12月までの間に公告が完了した、農地の貸し借りに係る賃借料を算出しております。算定の基礎としては、毎月ご審議していただいております農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定および中間管理機構による集積で、かつ、賃借権が設定されている案件が対象となります。

 なお、審議案件の数や、金額の設定など、個々の契約内容が異なるため、毎年の結果について波があっている状況です。

 今回の結果についてですが、まず、「1田(水稻)の部」に関しましては、前年と比較しすべての地域において減少となりました。また、宇久地区においては、利用目的が水稻の貸借がなかったため、実績なしとしております。なお、佐世保市平均では、700円の減少となっております。

 次に、「2畑(飼料作物)の部」ですが、佐世保市平均では、100円の増加となっております。

 最後に、「3畑(その他)の部」ですが、前円と比較し普通畑が増加し、樹園地及びハウスが減少しています。普通畑については、柚木地区での法人による更新があっており、7,400円増加しております。ハウスは、前回より34,900円減少しておりますが、データ数が少なく、各貸借の影響が大きくなっていることについてご留意ください。

 本賃借料情報につきましては、その年その年の貸し手、借り手の皆さんの状況や圃場の条件などによって、大きく変動しますので、その年の実績値として取り扱っていただければと思います。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 昨年一年間の平均とのことで説明がありましたが、普通畑と樹園地、ハウスなど以前と比べて大分変わってきたのかなと思われます。特にハウスに関しては、以前は5～7万円位はしていたと思いますが、大分下がってきたようです。逆に柚木の普通畑が上がったなどバラつきはありますが、実際の件数で平均を出してあることですので、金額を尋ねられた場合など、この額が妥当かどうかといった気もします。それではこの案件について何かご意見等ございませんか。

はい、中里委員。

4 番 4番中里です。ハウスに関してですが、ハウスが建っている土地の借地料になるのでしょうか。ハウスの金額ではないのですよね。

事務局 ハウスについてはハウス込みでの賃料です。

議 長 他にありませんか。

はい、阿波委員

3 番 3番阿波です。ハウスも樹園地もですが、継続して賃借している分は宮地区だけでも3件以上あるので、この金額のはずがないと思います。扱った件数は少ないのですが新規・更新のみで、継続して賃借している分は含まれていないので、継続している部分も含めて算出すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

議 長 以前から、地代が高いといった問題があったと思いますが、先ほど中里委員からの質問ではハウス込みとのことでしたが、地代だけで5万円も6万円もしていた時代があったようです。ですので、金額を聞かれたときに、そのままの数字を出すのはいかがなものかとも思っています。

3 番 3番阿波です。近くの花農家さんなのですが、以前からずっと借りられていて、それが反当り6万円とのことで、下げられないかとの相談を受けたことがあります。金額についてはあくまでも個人間での話し合いなので、我々が金額を決めるわけにはいかないという事ですね。

議 長 皆さんそのように考えていただければと思っています。他にありませんか。

はい、浦委員。

6 番 6番浦です。現在はどんどん下がっていますが、以前、景気がいい時に借りたところは高いような状況ですので、これがすべての平均ではないと思います。

議 長 普通畑の39件で14,500円とのことですが、柚木の法人関係でしたよね。

事務局 柚木の法人が、施設なしにも関わらず結構高値に設定されているところがありまして、その更新があっていた影響で金額的に上がっている状況です。

議長 そういう事ですので、金額を聞かれた際にはこの数字をそのまま説明するのではなく、ケースバイケースで相談に乗っていただけたらと思います。

3 番 3番阿波です。特別に高いところと安いところは除いてあるのでしょうか。

事務局 賃借権の設定で金銭が発生するところのみで算出しています。さらに全体の平均を出してその平均の170%を超えるものと、30%を下るものについては除外して再度平均を算出しています。

3 番 3番阿波です。宮地区は樹園地で大体10,000円です、針尾地区はもっと高いと思いますのでなぜこの金額になったのか不思議です。

議長 私もそう感じますが、地区的な考えとかもあろうかと思いますが、相談があった時はよく相談しながら対応いただければと思います。あくまでも去年のデータとして示されていますので、状況を踏まえながらご対応をお願いします。

議長 他に何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第343号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。続きまして、第344号議案 佐世保市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第344号議案 佐世保市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準(案)について説明します。皆さんご承知のとおり国費を使っのタブレット導入がなされるわけですが、導入にあたって内部規則を定めるものであります。購入に関して12月補正予算を計上しましたが、その審議の中で、破損等した場合の補償はどうなるのか等々基準をしっかりと定めて下さいとの話がありました。運用基準については、ひな型が全国農業会議所から示されましたので、それを基に佐世保市農業委員会版の案を作成し、先月、農政対策推進検討委員会にお諮りしたものを、今回上程させていただいた次第です。運用基準は11条からなっておりますので、各条についてご説明いたし

ます。

第1条には、この運用基準の目的が示されています。

第2条には、用語の定義が記載されています。

第3条は端末機の貸与についてですが、タブレット型端末機は委員に貸与するものとされていますので、貸与端末機借用書を提出していただく必要があります。借用書については48ページをご覧ください、右上に様式第1号と記載のものが貸与端末機借用書となります。各地区に1台ずつお配りする計画ですので、どちらかの委員お一人に借用書を提出していただく必要があります。それでは46ページにお戻りください。各地区に1台ということで、委員と推進委員の2人で使っていただく関係上、第3条の2において、複数の委員で同一のタブレット型端末機を利用する場合を除いて、他の人に端末機を貸したり又は譲渡してはならないということになっています。また、端末機の使用権限が無くなったときは、直ちに返却いただくよう定めています。

第4条の貸与端末機の取扱いについてですが、ここでは、常識的な品位を重んじた使用をしてくださいとした旨が記載されています。また、コンピュータウイルスの感染等による損失が生じた場合は、速やかに会長および農業委員会事務局に報告をいただくこととしてあります。

第5条では、貸与端末機に関する禁止事項が定められており、端末機の改造や拡張追加、動作環境の変更、ソフトウェアのインストール、ソフトウェアの削除、端末機の性能機能等を変更する行為は禁止されています。ただし、49ページにあります様式第2号をご覧ください。機能変更等の必要が生じた場合には、こちらの貸与端末機の機能等変更申請書を会長あてに申請いただくこととなります。46ページにお戻りください。

第6条は個人情報の取扱いでございます。個人情報につきましては、これまで同様に守秘義務があります。特別職の公務員としての立場もありますので、守秘義務が課せられていることをご認識いただきたいと思います。

第7条は会議中の使用における禁止事項ですが、タブレットを総会等会議でも活用することを想定していますので、禁止事項が定められています。

第8条の違反行為に対する措置についてですが、違反行為に対しては会長から注意を与えることとされています。会長は貸与端末機の使用を停止させることができるということと定めています。

第9条は遵守事項です。遵守することについては各項目記載のとおりでございます。

第10条の通知および届出ですが、ここでは、双方の間で届出等を貸与端末機で行うものとすると言いつつ切っていますが、タブレットを使った議案の発送や調査依頼について、いずれは完全に切り替えていくものと考えられますが、いきなりペーパーレス化するというのは極端ですので、ある程度様子を見ながら移行していく事を考えています。そういった意味で、ただし書きにて、文書による必要がある場合は文書で通知、届出を行うものとするといった書き方をしているところです。

第11条はその他ですが、この基準に定めるもののほか、基準の運用に必要な事項又は疑義は会長が運営委員会に諮って定めるものとしております。運営委員会を農政対策推進検討委員会とすることとさせていただいております。附則の施行日について、月日

は記載していないのですが、タブレット端末が今朝届きました。到着したので来月お配りして、4月1日施行ということで運用開始しようと思っていたのですが、事務的な手続きの関係で通信契約が出来ていない状況です。目標としては4月の総会時に配付させていただいて、そこから施行するという考えています。4月27日になるかと思えます。それから47ページに細かく厳守事項を記載しています、一番下に記載しているとおり、重大な過失が認められる場合は弁償していただくとなりますので、取り扱いは丁寧をお願いしたいと思います。もちろん通常の使用で壊れた場合は、市側の負担で修理等を行いたいと思います。補足としまして、タブレット端末の補償がどうなっているのかですが、購入における通常のメーカー補償のみとなっております。元々の端末価格から考えた場合、修理するより買いなおした方が安くつくケースが多いようですので、補償は外しております。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 今説明がありましたとおり、各地区1台ずつですがタブレットが手元に来ることになります。そのような時代になったんだと思っています。教えてもらいながらですが、私も3月からペーパーレスということでタブレットを使って市議会に出席しました。年齢を理由にできないので慣れていくしかないと思っています。いずれにしても4月以降になるとのことで、変わられる委員さんもおられますが、一緒に勉強して一日でも早く扱えるようにならざるを得ないのかと思っています。実際は25期の委員から本格的に運用していく事になるのですが、せつかく予算もつけて貰っているのでやっていきたいと思っています。この案件について何かご意見等ございませんか。

はい、北村委員。

2番 2番北村です。タブレットで現地確認出来るのでしょうか。

事務局 事務局です。現地確認アプリというのがインストールされておりまして、そのアプリで農地ナビの画面と似たような画面が見られます。農地ナビでは個人情報が入っているのですが、農業委員のタブレットの場合は業務上、所有者が誰なのかといった個人情報まで確認できます。登記地目、面積など細かい情報まで載っています。農地パトロールや転用の際の現地確認にも使えます。

議長 よろしいでしょうか。他にはありませんか。

はい、原委員。

原委員 針尾地区の原です。西海市は航空写真で地番まで確認出来るようなのですが、佐世保市の場合はそこまでは出来ないのでしょうか。それと、落としても大丈夫なように保護ケースやガラスフィルムもつけてもらえるのでしょうか。

事務局 事務局です。地籍調査が終わっていない地域は区画が難しいといったことがありまして、農地台帳、農地情報サポートシステムと言っていますが、サポートシステムの情報

も農林水産省が取り込んで、農業DX構想の中でeMAFF地図と言って農業委員会だけでなく他の部局からの情報も使えるようなシステムの構築を構想されています。その中で区画を入れていくといった話がありますが、事務局もそれがどのようなものなのか、まだイメージがわからない状況です。ただし、地籍調査が行われていないので、あてになるのか疑わしいところです。保護ケースについてなのですが、どういうのがいいのか、何種類か購入して試してみています。なお、ケースやフィルムの購入に機構集積交付金を使わせてもらうことは出来ないかと県へ尋ねたのですが、ダメとの回答でしたので、予算を捻出して購入したいと考えています。

議長 原委員よろしいでしょうか。個人情報の取り扱いには十分留意する必要があると思います。

それでは他にはありませんか。はい、水口委員。

13番 13番水口です。4月からでも導入とのお話でしたが、いきなりペーパーレス化しないとの認識でよろしいでしょうか。例えば議案の発送はペーパーで、それ以外の何かについてはデータでといった、並行した形で運用されるのでしょうか。

事務局 水口委員がおっしゃるように、当面は並行での運用を考えています。タブレットでデータをお送りする場合に問題になるのは個人情報になりますので、個人情報が漏れないようにどうやってお伝えするかが課題でして、まずはそこをクリアしなくてはならない状況です。

13番 農業委員、推進委員全員が送受信可能とのことでしょうか。

事務局 タブレットが18台しかないので、委員全員へは情報が行き渡らない状態です。ですので、タブレット向けに情報を発信するのですが、それを私用のスマートフォン等取り込むことができないかといったご希望も出てくると思われます。ただ、個人情報が含まれるので、私用のスマートフォンでも送受信が出来るとなるとまずい部分もあるかと思っています。別途運用基準を定める必要があるのかもしれないので、情報の取り扱いについて研究中であります。

13番 4月から使ってみて、問題が出たら対応していくということですね、分かりました。

議長 走りながらやって行かなければならないですね。他に何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第344号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

では、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について

報告4 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について

内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和4年度農地利用最適化交付金の配分方法について】

【農業者年金加入促進の取り組みについて】

【全国農業新聞オンライン講座スタディあぐりのお知らせについて】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第33回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。